

＜最高裁判例①⑨＞昭和 61 年 7 月 14 日最高裁判所第二小法廷

東亜ペイント事件

テーマ	転勤、配転命令を出すためには、どのような条件が必要か。	
テキスト	労一 p.203	
出題実績	■	労一 2304D
ストーリー	Y 社は、大阪に本店を置き、全国 13 か所に営業所を置いている。Y 社とその従業員との間には、労働協約が定められている。 【労働協約】 会社は、業務の都合により組合員に転勤、配置転換を命ずることができる。 【就業規則】 業務上の都合により社員に異動を命ずることがある。この場合には正当な理由なしに拒むことは出来ない。 Y 社では、従業員、特に営業担当者の出向、転勤等が頻繁に行われていた。 労働者 X は第一営業部配属されていたが、その後 A 商店に出向し、神戸営業所勤務になった。その後、Y 社は、X に対し広島営業所への転勤を内示した。しかし X が家庭事情を理由にこれを拒否したため、Y 社は名古屋営業所の B 主任を広島営業所に転勤させ、B の後任として X に名古屋営業所への転勤を命じた。しかし X がこれをも拒否したため、Y 社は X を懲戒解雇した。 X の家庭事情は母親（71 歳）、妻、長女の 4 人家族で、母はその年齢や生活環境等に照らし名古屋移住は困難であった。妻も保育所の保母として勤務していた。 X は、転勤命令は権利の濫用であると懲戒解雇の無効を主張して訴えを提起した。 正当な理由がないのに転勤命令を拒否することはできません。 年老いた母を一人置いて転勤することはできません。これは権利の濫用だ。  Y 社  労働者 X 労働契約が成立した際にも勤務地を限定する旨の合意はなく、労働協約及び就業規則においても転勤を命ずることができる旨の定めがあるため、Y 社は個別的同意なしに転勤を命じて労務の提供を求める権限を有する。（労働者 X 敗訴）	
判断	思うに、Y 社の労働協約及び就業規則には、Y 社は業務上の都合により従業員に転勤を	

命ずることができる旨の定めがあり、現に Y 社では、全国に十数か所の営業所等を置き、その間において従業員、特に営業担当者の転勤を頻繁に行っており、X は大学卒業資格の営業担当者として Y 社に入社したもので、**両者の間で労働契約が成立した際にも勤務地を大阪に限定する旨の合意はなされなかったという前記事情の下においては、Y 社は個別的同意なしに X 人の勤務場所を決定し、これに転勤を命じて労務の提供を求める権限を有するものというべきである。**

そして、使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるものというべきであるが、転勤、特に転居を伴う転勤は、一般に、労働者の生活関係に少なからぬ影響を与えずにはおかぬから、使用者の転勤命令権は無制約に行使することができるものではなく、これを濫用することの許されないことはいうまでもないところ、**当該転勤命令につき業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないというべきである。**右の業務上の必要性についても、当該転勤先への異動が余人をもっては容易に替え難いといった高度の必要性に限定することは相当でなく、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在を肯定すべきである。

本件についてこれをみるに、名古屋営業所の B 主任の後任者として適当な者を名古屋営業所へ転勤させる必要があったのであるから、主任待遇で営業に従事していた X を選び名古屋営業所勤務を命じた本件転勤命令には業務上の必要性が優に存したものといえることができる。そして、前記の X の家族状況に照らすと、名古屋営業所への転勤が X に与える家庭生活上の不利益は、転勤に伴い通常甘受すべき程度のものというべきである。したがって、原審の認定した前記事実関係の下においては、本件転勤命令は権利の濫用に当たらないと解するのが相当である。

【通常甘受すべき程度を著しく超える不利益とされた判例】

- ・北海道コカ・コーラボトリング事件(平成 9 年 7 月 23 日札幌地方裁判所)…病気の家族を介護・看護していたケース
- ・日本電気事件(昭和 43 年 8 月 31 日東京地方裁判所)…家族 3 人がいずれも病気のケース
- ・明治図書出版事件(平成 14 年 12 月 27 日東京地方裁判所決定)…重症のアトピー性皮膚炎の子を養育していたケース